

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

男女共同参画社会を実現することは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の動きと連動しながら男女共同参画の取組が進められてきました。「男女共同参画社会基本法」が施行され、鹿沼市でも、行政の各分野に男女共同参画の視点を取り入れながら各種施策に取り組み、平成24年に策定した「かぬま男女共同参画プラン2012」に基づいて事業を展開してきました。

しかし、人口減少、超少子高齢化、雇用問題などにみられるように、社会情勢は著しく変動し、ライフスタイルも多様化しています。また、平成27年度に市民を対象に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」からは、固定的性別役割分担意識が解消されていないことや、保育や介護施設等の充実が求められていることが読み取れます。

現在の「男女共同参画プラン」は平成28年度で計画期間が終了することから、その成果や課題を継承し、鹿沼市男女共同参画推進条例に示された理念に基づき、「一人ひとりが輝き活力ある男女共同参画社会」を実現するために、新たな「かぬま男女共同参画プラン2017」（2017～2021）を策定するものです。

目指すべき社会

男女共同参画社会の実現により目指すべき社会は、次のようなものです。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくし、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和50年(1975年)、メキシコで国際婦人年世界会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。これに基づき、女性の地位向上を目指した取組が世界的規模で進められてきました。また、国連総会で、1976年から1985年を「国連婦人の十年—平等・発展・平和」とすることが宣言されました。

第1章 計画の基本的な考え方

昭和54年(1979年)には、女性に対する差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という)が国連総会で採択されました。

平成7年(1995年)の第4回世界女性会議(北京会議)では、女性の人権やエンパワーメントを促進する「北京宣言」が採択され、「行動綱領」で西暦2000年に向けて取り組むべき優先行動分野が示されました。

平成12年(2000年)に開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、北京会議において採択された事項について実施状況の検討・評価を行い、今後の行動目標が「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」として示されました。

平成17年(2005年)の第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)及び平成22年(2010年)の第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚級会合)では、それぞれ、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価が行われました。

平成23年(2011年)には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)が発足し、平成24年(2012年)及び26年(2014年)の国連婦人の地位委員会では、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて決議案が採択され、平成27年(2015年)第56回国連婦人の地位委員会(「北京+20」閣僚級会合)では、「北京宣言及び行動綱領」について、これまでの取り組み状況のレビューと広報・啓発等が行われました。

(2) 国の動き

わが国における男女共同参画の取組は、国連を中心とした世界の動きと関連して進められてきました。昭和50年(1975年)に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。昭和60年(1985年)には「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、男女雇用機会均等法という。)を公布しました。

昭和62年(1987年)には「新行動計画」が、平成8年(1996年)には北京会議を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年(1999年)、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は「21世紀の最重要課題」に位置付けられました。さらに、平成12年(2000年)、この「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22年(2010年)策定の第3次計画、平成27年(2015年)策定の第4次計画に至っています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」は平成13年(2001年)に施行され、平成16年(2004年)及び平成20年(2008年)には配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した同法の改正法が施行されました。また、平成25年(2013年)に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされました。

一方、平成7年(1995年)及び平成11年(1999年)には育児休業、介護休業に関する法

律が整備され、職業と家庭生活の両立のための環境整備がなされました。

平成 18 年(2006 年)の「男女雇用機会均等法」の改正では、男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止等がうたわれました。また翌年、政府、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者で構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成 22 年(2010 年)の改定を経て、男女双方の職業生活と家庭・地域生活の両立支援や次世代育成支援等が推進されました。

また、平成 19 年(2007 年)12 月には「女性の健康づくり推進懇談会」を設置し、生涯を通じた女性の健康管理について検討を行い、「女性の健康週間」を定めて啓発事業等を展開しています。

平成 21 年(2009 年)に「育児・介護休業法」が改正され、子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得の促進、介護休暇が新設されました。

平成 25 年(2013 年)に、日本再興戦略が策定され、「女性の活躍促進」が成長戦略の中核と位置付けられました。

平成 27 年(2015 年)には、「子ども・子育て支援法」が施行され、保育環境の整備が進められ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布、平成 28 年(2016 年)4 月施行されました。

(3) 栃木県の動き

栃木県では、女性行政を積極的に推進するため、昭和 54 年(1979 年)、企画部に「婦人青少年課」(現在の県民生活部「青少年男女共同参画課」)を新設しました。庁内に「婦人行政連絡会議」を、また、県内各界の代表による「栃木県婦人問題懇話会」を設置しました。

昭和 55 年(1980 年)に国連婦人の十年中間年を記念し、県内女性をイギリス、デンマーク、スウェーデンに「栃木県婦人の翼」として派遣し、以後、平成 18 年度まで毎年海外研修を実施しました。平成 19 年度からは次世代人材づくり事業として海外研修も含めた研修事業を実施しました。

昭和 56 年(1981 年)には、婦人の地位と福祉の向上を目指すため「婦人のための栃木県計画」を策定、その後「とちぎ新時代女性プラン」に至る 4 期のプランを策定し施策を推進しました。

平成 8 年(1996 年)には、プランを推進するために知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置しました。また、女性の活動拠点として「パルティとちぎ女性センター(現在の「パルティ とちぎ男女共同参画センター」)」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。

平成 13 年(2001 年)に「栃木男女共同参画プラン」を策定、翌年には、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」(平成 15 年施行)を制定しました。この条例に基づいて、平成 18 年(2006 年)3 月に「とちぎ男女共同参

第1章 計画の基本的な考え方

画プラン（二期計画）」が策定されました。

平成23年(2011年)3月に「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」を策定し、同年4月には、深刻化するDV被害等の新たな課題に対応するため、女性の相談・保護・自立支援の中核機関として「とちぎ男女共同参画センター」が開所しました。

平成27年(2015年)には、庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」を設置し、平成28年(2016年)に「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」を策定、また、県内官民一体となって女性の活躍推進の機運の醸成・啓発を図るため「とちぎ女性活躍応援団」を発足しました。

（4）鹿沼市の動き

昭和58年(1983年)、婦人の地位向上を図るため、教育委員会に「婦人青少年係」を組織し、翌年、婦人問題施策を総合的に推進するため、庁内に「婦人行政部内推進会議」を、また、各団体の代表者等で構成される「鹿沼市婦人問題懇話会」を設置しました。昭和61年(1986年)に「婦人のための鹿沼市計画」（10年計画）を策定、平成3年(1991年)には、青少年係と分かれて「女性課」となりました。翌年、計画書を「女性のための鹿沼市計画」として改定し、平成5年(1993年)には、機構改革により「女性青少年課」となりました。

その後、平成8年(1996年)に計画書の見直しを図り「女性のための鹿沼市計画（二期計画）」を策定、平成13年(2001年)には、男女共同参画社会基本法に基づき「かぬま男女共同参画プラン」を策定しました。同年、市全体として施策に取り組むため、女性青少年課を市長部局に移管、平成15年(2003年)には男女共同参画担当部門は「人権女性課」に改編されました。平成18年(2006年)10月、「鹿沼市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画審議会が設置されました。平成19年3月には「かぬま男女共同参画プラン」（第四期計画）を策定しました。

平成24年(2012年)3月、市を挙げて男女共同参画社会を実現することを目指し、「男女共同参画都市」を宣言し、平成24年度からは「かぬま男女共同参画プラン2012」に基づき各種施策の取組を行いました。

3 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえた法定計画であり、また、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくDV基本計画をその一部が兼ねるものです。「第7次鹿沼市総合計画」・「鹿沼市特定事業主行動計画」と整合性を保ち、男女共同参画に関する施策を推進するために市が行う施策の方向と主な事業の計画を策定したものです。あらゆる分野にわたるものであり、個別の様々な計画に関連しています。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」や「とちぎ男女共同参画プラン」を勘案するとともに、市民意識調査の結果やパブリックコメント、鹿沼市男女共同参画審議会の意見を踏まえました。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年(2017 年)度から平成 33 年(2021 年)度までの 5 年間とします。

5 計画の基本目標

この計画は、次の基本目標に沿って、施策を総合的に推進します。

I 互いを尊重した男女共同参画社会の実現のための意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、対等な個人として互いを認め合うことが必要です。

人権に対する意識を高め、「男性だから」「女性だから」という固定的な性別役割分担意識や固定的な性のあり方にとらわれない多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点に立った教育・学習の機会を提供し、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を目指します。

II あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野で自らの意思によって個性と能力を発揮できることが求められています。

人材の育成を図り、地域活動への男女双方の参画、方針決定過程をはじめとする様々な活動への女性の参画など、日々の生活を取り巻く身近な場から男女共同参画を推進し、あらゆる場面ですべての人が活躍できる社会を目指します。

III 男女が共に働きやすい環境の整備

「働くこと」は、男女を問わず経済的に自立するための重要な手段であると共に自己実現の手段でもあります。健康で豊かな生活のための時間を確保し、多様な生き方を実現するためには、長時間労働の見直しや仕事と仕事以外の生活のバランスが大切であり、さらに、家庭生活では、家事・育児・介護等への男性の参画も必要です。

性別により差別されることなく充実した職業生活を営むことができるよう就業環境の整備や職業能力開発を支援するとともに、保育環境などを整備し、家庭生活と職業生活の調和のとれた働き方・生き方が実現できる社会を目指します。

IV 男女が共に輝き心豊かに過ごせる社会づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するための基本です。また、性別や世代や人種などにかかわらず、誰もが安心して自立した生活を送れるよう、地域全体で支え合う必要があります。

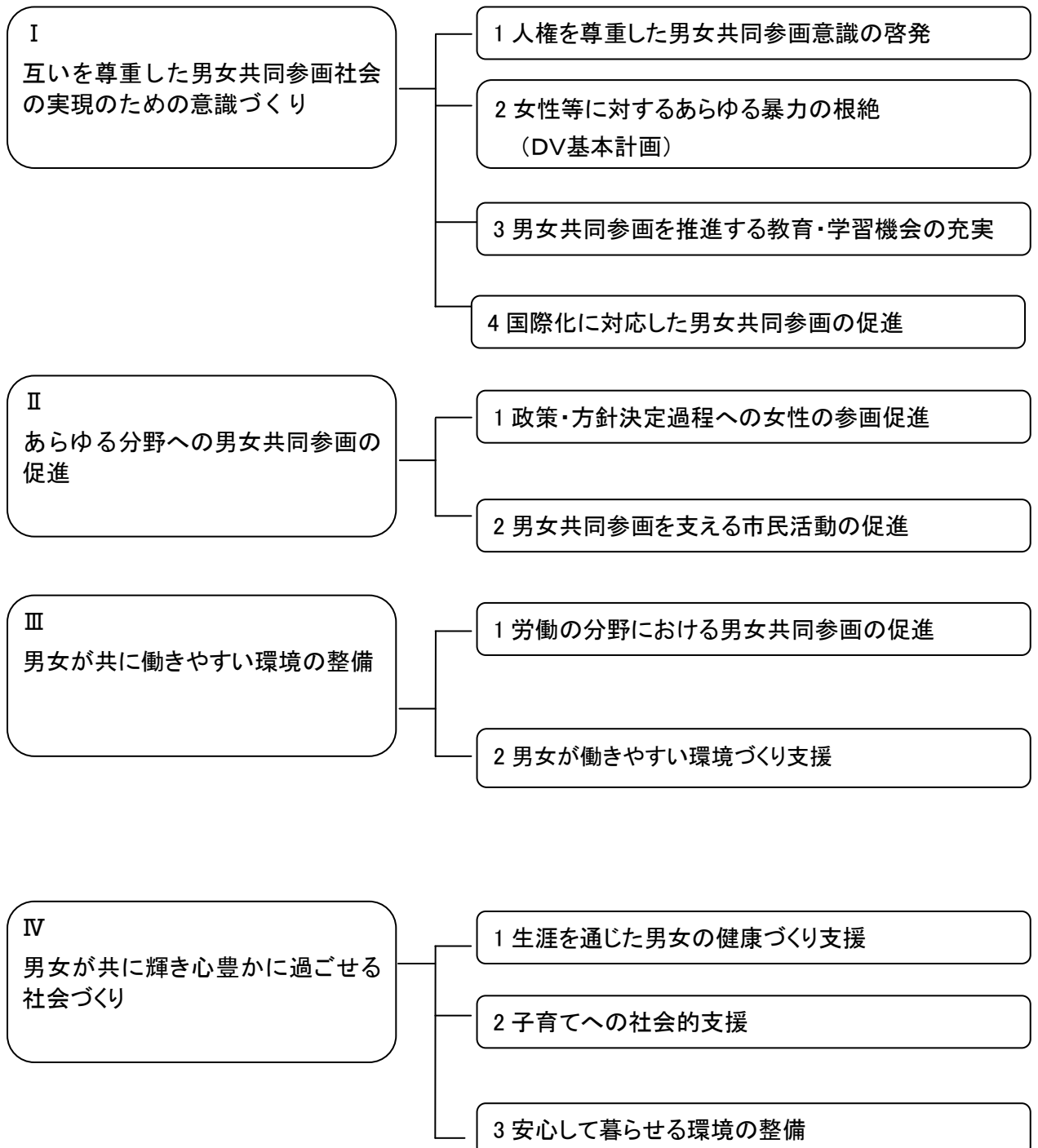
健康状態やライフステージに応じた自己管理を働きかけ、生活上の困難に対する支援を図り、不安や心配事を解消していきいきと健康で幸せに暮らせる社会を目指します。

施策の体系

一人ひとりが輝き活力ある男女共同参画社会の実現

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕



〔 施 策 概 要 〕

- (1) 個人を尊重する意識の啓発
- (2) 男女共同参画についての啓発普及活動の推進
- (1) DV被害者等支援対策の推進
- (2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組
- (3) 若年層や学校・教職員を対象としたデートDV等防止の取組
- (1) 家庭教育の充実
- (2) 教育課程・教職員研修の充実
- (3) 学習の機会の提供
- (1) 国際理解・交流・協力の推進
- (1) 市政への女性の参画促進
- (2) 団体等の方針決定の場への女性の参画促進
- (3) 企業等における管理職への女性登用の推進
- (1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進
- (2) 団体活動における女性リーダーの育成
- (3) 女性のエンパワーメントの促進
- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (2) 職業・職種の拡大と職業訓練の充実
- (3) 仕事への再チャレンジ・再雇用の促進
- (1) ワーク・ライフ・バランスにおける経営者・管理職の意識向上のための取組
- (2) 子育て・介護に対する支援の充実と環境の整備
- (3) 職場におけるハラスメントへの対策
- (4) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進
- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生活習慣病予防対策
- (1) 母性保護の推進・啓発
- (2) 子育て期の健康と育児支援
- (3) 少子化対策の推進
- (1) 災害時要援護者の支援
- (2) 高齢者・障がい者福祉の充実
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 高齢者・児童等に対する虐待への対応
- (5) 外国籍市民への支援
- (6) 生活困窮者等への支援